意見招請に関する公示

次のとおり意見を招請します。

平成24年３月５日

独立行政法人科学技術振興機構

分任契約担当者　経理部長　菅谷　行宏

1　意見招請内容

⑴　エクスプレス複写業務の事業者公募　募集要項（案）

⑵　エクスプレス複写業務の事業者公募　業務要求水準書（案）

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年３月26日11時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒332―0012 埼玉県川口市本町四丁目１番８号　独立行政法人科学技術振興機構経理部　契約課　山田　真義　電話048―226―5612　ＦＡＸ048―226―5646

3　募集要項（案）及び業務要求水準書（案）の交付

⑴　交付期間　平成24年３月５日から平成24年３月26日まで。

⑵　交付場所　本公示日から下記ＵＲＬよりダウンロード可能。

窓口交付の場合は上記２⑵の交付場所にて交付する。

URL:http://choutatsu.jst.go.jp/shosei.php

4　募集要項（案）及び業務要求水準書（案）の説明会

⑴　開催日時　平成24年３月14日10時00分

⑵　開催場所　〒332―0012 埼玉県川口市本町四丁目１番８号　川口センタービル14階　独立行政法人科学技術振興機構　大会議室（説明会への参加を希望する者は平成24年３月９日17時00分までに上記２⑵あてにＦＡＸにて申し込みをすること。）

5　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required : Sales Operation of the Express Document Delivery Service ; 1set

⑵　Time limit for the submission of comments : 11 : 00 AM, 26 March, 2012

⑶　Contact point for the notice : Masayoshi Yamada, Contract and Purchase Division, Department of Financial Affairs, JST, 4―1―8 Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama 332―0012, Japan, TEL 048―226―5612 FAX 048―226―5646

弁理士登録公告

平成24年２月15日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
２月15日	17952	近藤　力雄
２月15日	17953	関口かおる
２月15日	17954	古田　智之
２月15日	17955	成瀬　信幸
２月15日	17956	津田　恵
２月15日	17957	野村　和弘
２月15日	17958	酒匂　健吾

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成24年１月31日	15778	松崎　祐介	申請抹消

弁理士数　9,143名

（平成24年２月15日現在）

平成24年３月５日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成24年２月15日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
２月15日	10031	井上　学
２月15日	15592	加藤　祐一
２月15日	16315	坂元　孝之
２月15日	16488	安座間信暁
２月15日	16598	小永　兼
２月15日	16741	下田　佳男
２月15日	16863	佐々木康匡
２月15日	16983	阿出川　豊

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,710名

（平成24年２月15日現在）

平成24年３月５日　日本弁理士会

地方公務員共済組合連合会公告

地方公務員共済組合連合会定款（昭和59年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成24年３月５日　地方公務員共済組合連合会

理事長　河野　　栄

第２条中「第94条の２第２項」を「第94条の２第１項」に改める。

第21条第３項中「負担」の次に「並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第113条第４項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）の負担」を加える。

第23条中「第11条の16第２項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第１号）附則第２条の２第１項又は第２項の規定により、総務大臣の承認を受けた額」を「第11条の５の２の規定により、連合会の事務に要する費用の額から法第113条第４項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額」に改める。

附則第３項中「「基礎年金拠出金の負担」」を「「を含む」」に、「「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担」」を「「並びに年金保険者拠出金の負担及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第４項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）の負担を含む」」に改める。

附　則

この変更は、公告の日から施行し、平成23年12月22日から適用する。ただし、第23条の変更規定は、平成24年４月１日から施行する。

地方公務員共済組合連合会公告

地方公務員共済組合連合会運営規則（昭和59年４月26日制定）の一部を次のように変更する。

平成24年３月５日　地方公務員共済組合連合会

理事長　河野　　栄

第４条中「長期給付に要する資金」の次に「（以下「長期給付資金」という。）」を、「長期給付に要する費用」の次に「（基礎年金拠出金（国民年金法（昭和34年法律第141号）第94条の２第１項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担に要する費用並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第113条第４項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）を含む。）」を加える。

第５条中「調査し」の次に「、理事長が別に定めるところにより」を加える。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第１項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第４条中「を含む」とあるのは「並びに厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第１項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第４項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）を含む」とする。

附　則

この変更は、平成24年２月10日から施行し、平成23年12月22日から適用する。